

第 12 回雲南市下水道事業に関する審議会 議事録

1. と き：平成 29 年 7 月 31 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分

2. ところ：水道局 1 階会議室

3. 出席者

（審議会委員）

内田慶吉委員、坂田和子委員、塔間絹子委員、難波 勝委員、田部昌典委員、
徳島義孝委員、金山壽忠委員、勝部新治委員、和田彰雄委員

（委員 9 人）

（事務局）

藤井副市長

稲田部長、岸野次長（兼総務課長）、河角次長（兼営業課長）、飯島工務課長、菅田下水道課
長、「下水道課」新田 GL、山本副主幹技師、錦織主事「総務課」足立主幹

（事務局 10 人）

[次第]

1. 開会（菅田）

（1）欠席者の報告

（若槻秀夫委員、片寄健治委員、本間良一委員 3 人）

（2）雲南市下水道事業に関する審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、委員の半数以上が出席
しており会議が成立していることを報告。

2. あいさつ

藤井副市長

3. 上下水道部、水道局出席者紹介

4. 会長あいさつ

-----以後、審議会条例第 6 条第 3 項に基づき、会長が議長となる-----

5. 審 議

金山会長

それでは、議事に入ります。

(1) 平成 29 年度予算概要及び主要事業について（第 11 回審議会質疑事項）、事務局から説明願います。

事務局

(1) 平成 29 年度予算概要及び主要事業について（第 11 回審議会質疑事項）説明。

- ・ M I C S 事業効果
- ・ 雲南クリーンセンター水処理受託収入について NO. 1-3
- ・ 農業集落排水施設統合効果

[質疑・応答]

金山会長

それでは、ないようですので (2) 「公共ます設置に関する要綱」について説明してください。

事務局

(2) 「公共ます設置に関する要綱」について説明。

金山会長

説明が終わりました。ご意見・ご質問は、ありませんか。

徳島委員

前回のモデル的な図面がありましたので、この要綱だけでなく、それで皆さんに説明された方がわかりやすいと思う。

事務局

前回、添付した標準図ですね。

金山会長

ほかにありますか。ないようですので (3) 「受益者負担金・分担金について」説明して

ください。

事務局

(3) 「受益者負担金・分担金について」説明。

田部委員

農集の掛合町の分担金でその他が20万円とあるが、前回の資料では15万円しかなかったと思いますがいかがですか。

事務局

前回の資料P5-12をご覧ください。条例を載せてありますが、掛合町では一般住宅は15万円その他は20万円となっています。

田部委員

わかりました。

徳島委員

公共下水道は面積割となっていたので、箇所当たりとなると不公平感が出るので変えられないと思う。

事務局

公共下水道負担金について426円/㎡と決まっているのでおっしゃるとおりです。大東加茂の特環は箇所当たりとなっており木次三刀屋と統一はできないと考えています。議会からも指摘があり市長も答弁していますが、負担金分担金は条例に定められています。当然、改正するには議会議決が必要です。流れとしては市から審議会に諮問させていただいて、審議会で審議させていただいて、答申をいただく。市長が最終方針を決定して議会へお諮りをしていく。そのように考えています。

徳島委員

できれば、要綱関係が分かれているので、その区分で統一した方が整理しやすいのではないかと。なぜ、いま統一するのか。市民の皆様の理解が必要である。分担金が上がるところ下がるところがあるので理解を得るには審議会で考える必要がある。

事務局

これまでに統一すべきだったと思いますが、それを導入する以前と後で皆様の格差が広が

っていくのが懸念されました。しかし、ずっとこのままでいくのがいいと考えませんので、案をこちらで作りますので審議会で審議をいただきたいとおもいます。公共下水道については公共、特環の2本立てでいきたい。農集、浄化槽は10万から20万と差があります。議会からも合併10年も経つのに不均衡を是正する必要があるとの指摘があります。これまでは以前、施工された方との差があり逆に不公平感があると説明してきましたが、今回、農集と浄化槽については答申をいただいて方針を決定した後、議会へお諮りをする。案をお示しした方がよろしいのかと考えます。

金山会長

公共下水道を変えないこととなれば、単純に言えば13万円という数字がでてくる。それしかないかなと感じがする。

事務局

委員様は旧町から出ておられ、初めて他の地区の状況がお分かりいただいて、議題のスタート地点ですので、方法についてはいろいろあります。市全体で考えていく必要があります。

金山会長

実際は90%以上の地区もあると思います。今後、大きな金額が動くということはない。

事務局

木次三刀屋の新たに負担金を賦課するエリアは少ない。加茂地区についても整備済ですので新たに負担金が発生するのは接続される時です。大東についても整備するところも少ない。吉田地区と大東地区はまだまだ浄化槽で整備する住宅がかなり戸数残っています。公平感、不公平感をどこかにもっていく必要があります。

徳島委員

個人が遅れて高くなるは仕方ないが、行政の整備が遅れての不公平は精査が必要。周知期間も必要である。

事務局

当然、必要です。議会からも指摘があります。

金山会長

ひとつ、案のたたき台を出していただいて検討していきましょう。

金山会長

ほかにありますか、続いて（4）「雲南市汚水処理施設整備構想について」説明してください。

事務局

（4）「雲南市汚水処理施設整備構想について」説明。

金山会長

ほかにありませんか。

ないようですのでこれで終了し事務局へお返しします。

部長

閉会あいさつ。

-----（ 審議終了 ）-----

現地視察 木次・三刀屋浄化センター増設工事の水処理及び雲南クリーンセンター
MICS（汚泥共同処理施設整備）事業汚泥処理